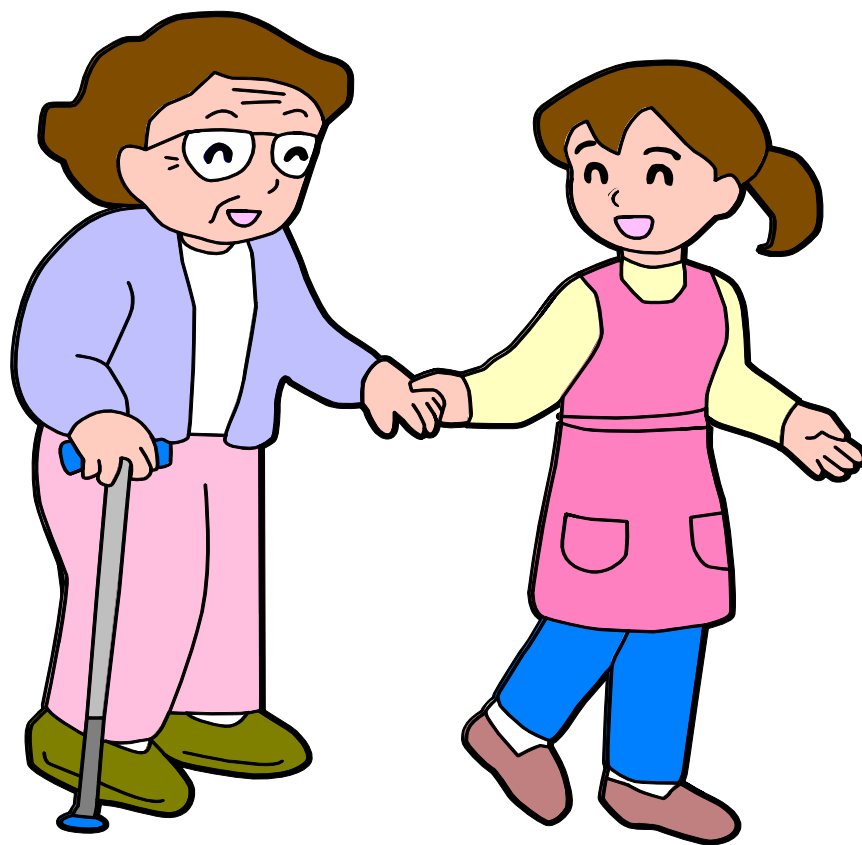


手稲あんじゅ (介護予防) 通所リハビリテーション事業所

(介護老人保健施設 手稲あんじゅ 併設事業)

《事業所概要》



指定事業所番号-0150480051
【2020年度】

社会福祉法人「手稲ロータス会」の理念

「手稲ロータス会」は4つの笑顔を大切にします
ご利用者様の笑顔、ご家族様の笑顔、地域の皆さまの笑顔、そして私たち職員
の笑顔です

清浄な花を咲かせる「ロータス（蓮）」の名にふさわしい、明るい笑顔とこまやかな思いやりで満
ちた介護事業を目指します

基本方針

○ご利用者様の笑顔のために

- ・一人ひとりの尊厳を大切にし、地域の中で自立した生活を目指します
- ・安全で安心できる良好な生活療養環境の実現を目指します

○ご家族様の笑顔のために

- ・ご家族様とご利用者様のコミュニケーションが保たれ、交流が深まる
ように努めます
- ・ご家族様の介護負担の軽減が図れるように支援します。

○地域の皆さまの笑顔のために

- ・介護予防の知識や介護への意識の普及啓発に努めます
- ・地域の皆さまとの交流、ボランティアの受入、施設開放等に努め地域と
共に歩みます
- ・地域の関係機関、事業所と連携協働し、地域と一体になったケアを担い
ます
- ・環境にやさしい施設運営を目指します

○職員笑顔のために

- ・意欲を持って、安心して働ける職場環境を目指します
- ・職員それぞれの職務の専門性向上のために支援します

手稲あんじゅ（介護予防）通所リハビリテーション事業所

当事業所のセールスポイント

地域包括ケアシステムの一翼をなすため、手稲あんじゅでは、前年度より高齢者の在宅支援強化を行っています。通所事業所としては、利用者の多様なニーズに応え、在宅生活の継続ができるよう心身機能の維持回復を目指しています。そのために、利用者、家族の満足につながるよう個別性の高いサービスの実現を目指していきます。

■ 2020 年度重点推進項目

個別性の高いプログラムの実践と評価

個々に合わせた活動プログラムを作成し、利用者自身で実践できる仕組みを確立することで、本人の意欲向上につながるようにしていきます。

また、本人家族とともに活動プログラムを評価できるようにし、個々の通所リハビリテーション計画書の目標につながるように支援します。

【指標・評価方法】

個々の目標に合わせたプログラムの計画作成や評価などの流れを確立します。確立された流れをもとに、運動計画の作成から実践、評価までを行います。評価をもとに、現在の心身機能に見合ったプログラムであるかを定期的に見直し、実行していきます。

1 名 称 ① 手稲あんじゅ通所リハビリテーション事業所
② 手稲あんじゅ介護予防通所リハビリテーション事業所

2 所在地 札幌市手稲区稲穂5条2丁目6番1号
(TEL 011-685-8200 : FAX 011-685-8300)

3 設置主体 社会福祉法人 手稲ロータス会
(理事長 羽田克己)

4 開設年月日 平成9年6月1日

5 利用定員 34名(長時間:6時間以上8時間未満)(予防事業含む)
3名(短時間:3時間以上4時間未満)(予防事業含む)

6 併設事業

(1) 介護老人保健施設 手稲あんじゅ 【入所定員90名】
(平成12年4月1日開設)
(指定事業所番号 0150480051)

(2) 手稲あんじゅ短期入所療養介護事業所 【空床利用】
手稲あんじゅ介護予防短期入所療養介護事業所
(平成12年4月1日開設)
(指定事業所番号 015048005)

(3) 手稲あんじゅ訪問リハビリテーション事業所
手稲あんじゅ介護予防訪問リハビリテーション事業所
(平成15年4月15日開設)
(指定事業所番号 0150480051)

(4) 手稲あんじゅ指定居宅介護支援事業所
(平成12年4月1日開設)
(指定事業所番号 0170400055)

(5) 手稲あんじゅ訪問介護事業所
手稲あんじゅ介護予防訪問介護事業所
(平成12年4月1日開設)
(指定事業所番号 0170400055)

(6) 手稲あんじゅ指定居宅介護事業所(支援費制度)
(平成15年4月1日開設)
(指定事業所番号)

(指定事業所番号)	{	身障 ~ 01100100035119
		児童 ~ 01100300020119
		知的 ~ 01100200061114

7 職員構成 (2020年4月1日現在)

	管理者	医師	事務長	相談員	介護支援専門員	介護職員	看護職員	等	理・作業療法士	運転手
現員 (人)	(1)	(1)	(1)	1	(2)	12	3		(7)	1

※ () は兼務

8 事業の実施区域

札幌市手稲区全域、西区宮の沢、小樽市星野町

9 営業日及び営業時間

・営業日	月曜日から土曜日 (祝日も営業) (但し、12月31日から1月2日までを除く。)
・受付時間	月曜日から土曜日 (午前8時30分～午後5時30分)
・サービス提供時間① (6時間以上8時間未満)	4月から11月 (夏時間) 午前9時30分～午後4時00分 12月から3月 (冬時間) 午前9時30分～午後3時45分
・サービス提供時間② (3時間以上4時間未満)	午前9時30分～午後1時15分

10. 1日の流れ (例)

8:30 ~ 9:30 ご自宅までお迎えに行きます。

9:30 ~ 10:30 バイタルチェック (血圧・脈・体温測定) ・朝礼・朝の体操・声出し

10:30 ~ 12:15 入浴・個別リハビリ

12:30 ~ 食堂にて昼食、その後休憩。

個別リハビリ・作品作り等

14:15 ~ (14:00~) 集団体操・集団リハビリ・レクリエーション

15:15 ~ (15:00~) おやつ・帰宅準備

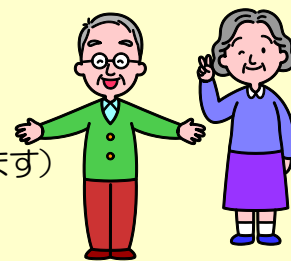
16:00 ~ (15:45~) ご自宅までお送りします。

※₁ () 内は12月～3月の時間帯です。

※₂ 短時間のご利用の方は13時15分に事業所を出発します。

11. 利用される時、お持ちいただく物

- ① 上靴（ハレーシューズ・リハビリシューズ等、履きやすく滑らないもの）
- ② 昼食時のお薬（他に軟膏・点眼薬等がありましたらお申し出下さい）
- ③ 連絡手帳、健康カード（初回ご利用時にお渡しします）
- ④ 介護保険被保険者証（初回ご利用時と更新時に確認させていただきます）
- ⑤ 紙パンツ・パット・衣服の着替え等（該当される方のみ）
- ⑥ 入浴の際に使用するタオル類・シャンプー・石鹸等は用意していますが（有料）、ご希望がありましたら持参も可能です。



12. 受けられるサービス

- 送迎サービス 車椅子の方でも、安心してご利用いただけるように専用車両にて、ご自宅まで送迎いたします。
- 入浴サービス ご自宅とは少し違った雰囲気ですっきりと・・・・・・・・。車椅子用のリフト浴槽もご用意しております。
- 食事サービス 管理栄養士が作る、美味しくバランスのとれた、お食事をご用意しております。
- リハビリテーション 専門のスタッフが、日常生活の維持・向上に繋がるリハビリテーションを個別に対応いたします。
- その他 栄養改善・口腔機能向上等、身体機能の維持を目指し、計画→実施→評価等を行ってまいります。

13. 利用状況（2019年度）

- 1日平均利用者 ～ 25.8人 （開催日数＝308日）

• 利用者の介護度

要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
3	14	26	17	19	4	2

14. 年間実施行事（2019年度例）

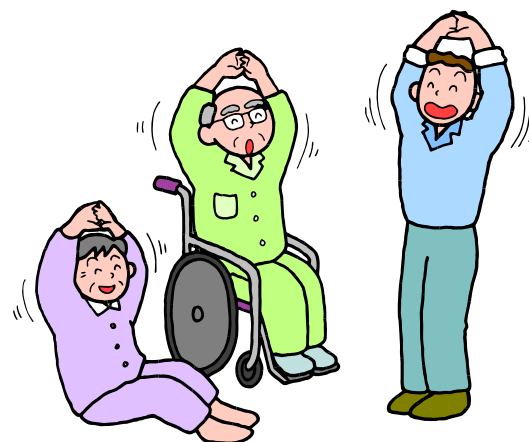
- 5月 ～ お花見ドライブ
- 8月 ～ 手稲ロータス会夏祭り
- 9月 ～ 敬老祝賀会
- 12月 ～ クリスマス・忘年会
- 3月 ～ 桃の節句

※ その他、毎月誕生があります。



15. リハビリテーション実施状況（2019年度実績）

サービス内容	延べ人数
リハビリマネジメント	962人
短期集中個別リハビリ	0人
運動機能向上	125人



16. 介護予防支援

手稲あんじゅ介護予防通所リハビリテーション事業所では、要介護状態等になることへの予防、または要介護状態等の軽減・悪化の防止のため、運動器機能の向上、栄養改善、口腔機能向上等のサービスを提供いたします。

17. 個人情報保護について

個人情報の保護に関しては、個人情報を適切に管理する事を社会的責任と考えます。この考えを基に「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、「手稲ロータス会個人情報保護規定」を作成して利用者の方々の権利、利益を保護することに努めます。利用時には個人情報の取扱いについて同意書に署名・捺印をいただきますのでご協力下さい。又、従業員には業務上知り得た入所者（契約者）又はその家族等の秘密を漏らしてはならないことを徹底して研修しております。

サービスの情報を公開しています!!

平成18年より介護保険法改正により「介護サービス情報の公表」制度が導入されたことに伴い、当事業所についてもホームページに掲載しております。どうぞご覧下さい。

<http://www.kaigojoho-hokkaido.jp/>

いつでもご相談またはご見学をお待ちしております。

住所：札幌市手稲区稲穂5条2丁目6番1号

TEL：011-685-8200

FAX：011-685-8300

担当：支援相談員 橋本 千恵

18. 利用料金

① 通所リハビリテーション料金（6時間以上7時間未満）9：30～16：00

【単位表】（1回当り）

介護度	基本単位	入浴介助 加算	サービス提 供体制加算	中重度 ケア体 制加算	介護職員 処遇改善 加算	合 単 位 計 数
要介護 1	670	50	18	20	68	809
要介護 2	801				60	949
要介護 3	929				68	1,085
要介護 4	1,081				78	1,247
要介護 5	1,231				88	1,407

※ 金額については、合計単位数に10、17を乗じて、その1割が利用者負担になります。

【料金表】（1回当り）

単位＝円

介護度	介護保険負担	食 費	合 計 日 額	利用料減免後料金
	日 額	日 額		
要介護 1	823 (1,646)	565	1,388 (2,211)	1,200 (2,211)
要介護 2	966 (1,931)		1,531 (2,496)	1,200 (2,496)
要介護 3	1,104 (2,207)		1,669 (2,772)	1,200 (2,772)
要介護 4	1,269 (2,537)		1,834 (3,102)	1,225 (3,102)
要介護 5	1,431 (2,862)		1,996 (3,427)	1,386 (3,427)

- ※1 下段は自己負担2割の料金です。（自己負担2割3割の方に減免は適用されません）
- ※2 当法人減免規定に基づき、1,200円を上限額に設定し、超えた額については特別減免として減額いたします。（但し、介護保険負担分が1,200円を超える場合は、食費のみ減額いたします。）
- ※3 個別計画により、リハビリテーションマネジメント・栄養改善・口腔機能向上等のサービス提供を行った場合は、利用料金が異なります。
- ※4 端数処理により利用料金が異なる場合があります。

② 通所リハビリテーション料金（3時間以上4時間未満）9：30～13：15

【単位表】（1回当り）

介護度	基本単位	入浴介助 加算	サービス 提供体制 加算	中重度 ケア体 制加算	介護職員 処遇改善 加算	合計単位数
要介護1	446	50	18	20	25	570
要介護2	523				29	652
要介護3	599				33	733
要介護4	697				38	838
要介護5	793				42	940

※ 金額については、合計単位数に10.17を乗じて、その1割が利用者負担になります。

【料金表】（1回当り）

単位＝円

介護度	介護保険負担	食費	合計日額	利用料減免後料金
	日額	日額		
要介護1	580 (1160)	565	1145 (1725)	1145 (1725)
要介護2	663 (1326)		1228 (1891)	1200 (1891)
要介護3	746 (1491)		1311 (2056)	1200 (2056)
要介護4	853 (1705)		1418 (2270)	1200 (2270)
要介護5	956 (1912)		1521 (2477)	1200 (2477)

※1 下段は自己負担2割の料金です。（自己負担2割3割の方に減免は適用されません）

※2 当法人減免規定に基づき、1,200円を上限額に設定し、超えた額については特別減免として減額いたします。（但し、介護保険負担分が1,200円を超える場合は、食費のみ減額いたします。）

※3 個別計画により、リハビリテーションマネジメント・栄養改善・口腔機能向上等のサービス提供を行った場合は、利用料金が異なります。

※4 端数処理により利用料金が異なる場合があります。

③ 介護予防通所リハビリテーション料金

【単位表】（1ヵ月当り）

介護度	基本単位	サービス提供体制加算	介護職員処遇改善加算	合計単位数
要支援1	1,721	72	128	2,041
要支援2	3,634	144	261	4,159

※ 金額については、合計単位数に10.17を乗じて、その1割が負担になります。

【料金表】（1ヵ月当り）

● 週1回（月4回）利用の場合

単位＝円

介護度	介護保険負担	食費	合計 日額	利用料減免後料金
	月額	月額		
要支援1	2,076 (4,152)	2,260	4,336 (6,412)	4,336 (6,412)
要支援2	4,230 (8,460)		6,343 (10,445)	4,800 (10,445)

● 週2回（月8回）利用の場合

単位＝円

介護度	介護保険負担	食費	合計 日額	利用料減免後金
	月額	月額		
要支援2	4,230 (8,460)	4,520	8,750 (12,980)	8,750 (12,980)

※1 下段は自己負担2割の料金です。（自己負担2割3割の方に減免は適用されません）

※2 当法人減免規定に基づき、合計月額を利用回数で割り返し1,200円を上限額に設定し、超えた額については特別減免として減額いたします。（但し、介護保険負担分が1,200円を超える場合は、食費のみ減額いたします。）

※3 個別計画により、運動器機能向上・栄養改善・口腔機能向上等のサービス提供を行った場合は、利用料金が異なります。

※4 端数処理により利用料金が異なる場合があります。